

●香川県告示第238号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和7年11月28日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 西土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 令和7年11月17日
- 3 指定道路の位置 観音寺市坂本町五丁目甲1370番1の一部、甲1371番1の一部、甲1371番3の一部、甲1372番6、甲1372番19、甲1372番20及び甲1372番28
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル
延長 74.53メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。